

平成29年度定期監査（前期）結果

佐渡市監査委員は、定期監査（前期）の結果を平成29年11月10日に公表しましたので、その内容をお知らせします。

佐渡市監査委員 渡部 直樹
佐渡市監査委員 猪股 文彦

指摘事項および監査委員の意見

1 総務部総務課

市長交際費の出納事務等

佐渡市長の交際費の支出および公表に関する要綱では、毎月15日以後に前月に支出されたものについて市のホームページに掲載するとともに、総務課において縦覧に供することにより行うと定めているが、1年間分をまとめて翌年度に公表していた。

【監査委員の意見】

市長交際費の公表は、市長が市を代表して個人または団体と交際する上で必要な経費の支出に関し、市民への説明責任、透明性の確保を図ることを目的としているにもかかわらず、要綱どおり実施されていなかったことは適正な事務執行に欠ける。要綱に沿って速やかに公表されたい。

2 企画財政部企画課

(1) 地域経済分析システム(REASAS)

佐渡市産業関連表作成および地域経済構造分析業務の業者選定を

公募型プロポーザル方式で行っているが、募集要項等の公表から参加申請期限まで7日間と短期間であり、結果として参加者は1者であった。

(2) 第3次佐渡市集中改革プラン

ア 平成29年3月に佐渡市将来ビジョン（財政計画、行政改革の指針、庁舎整備等基本構想、持続可能な循環型経済活性化戦略）が大幅に見直されたが、それに関連した具体的な実施計画である佐渡市集中改革プランの見直しがされていなかった。

イ 行政改革の指針では、庁議において定期的な取組状況の把握と内部評価を行うと定めているが、平成26年度以降庁議による評価が行われていなかった。

【監査委員の意見】

プロポーザル方式は、複数の者から企画・技術等の提案を受け、意欲や実績・能力を総合的に評価し、業務の目的に最も適した事業者を選定する方式である。このことから、積極的な活用は評価するが、事業者の公募期間は、

財務規則に留意し複数の者が参加しやすいよう慎重に設定すべきである。佐渡市の最上位計画としている佐渡市将来ビジョンと佐渡市集中改革プランとの整合性が図られていないことは問題である。佐渡市集中改革プランについて、佐渡市将来ビジョンとの整合性を図る見直しを早期に行うとともに、指針に基づく庁議による内部評価を実施されたい。

財務規則に留意し複数の者が参加しやすいよう慎重に設定すべきである。佐渡市の最上位計画としている佐渡市将来ビジョンと佐渡市集中改革プランとの整合性が図られていないことは問題である。佐渡市集中改革プランについて、佐渡市将来ビジョンとの整合性を図る見直しを早期に行うとともに、指針に基づく庁議による内部評価を実施されたい。

3 市民福祉部環境対策課

老朽危険廃屋対策補助事業

ア 補助金交付要綱において補助対象判定基準を明記せず、内部規定により補助対象廃屋を決定し、補助金を交付していた。

イ 補助金交付申請および実績報告に必要な添付書類が不足しているにもかかわらず書類を受理し補助金を交付していた。

【監査委員の意見】

内部規定により補助対象廃屋を決定したことは、補助金交付事務の透明性に欠ける。

補助金交付の審査に必要な添付書類が提出されないまま申請書および実績報告書を受け、補助金を交付したことは適正な事務執行に欠ける。要綱に補助対象判定基準を明記するとともに、添付書類の提出を徹底し、厳正な検査を行うことで適正な補助金交付事務に努められたい。

4 市民福祉部高齢福祉課

(1) 包括的支援事業

ア 地域包括支援センターの委託事業において、契約に基づく委託料の概算払いを行っているが、その概算が行われていなかった。

イ 委託契約期間終了後の履行検査が行われていなかった。

(2) 介護予防事業

ア 介護予防教室等の各種事業について、実施要領に基づき複数の事業者と委託契約を締結し、実績に基づき委託料を支払うとしているが、一部の事業者に対して概算払いを行い、その精算も行われていなかった。

イ 事業完了後の履行検査が行われていなかった。

【監査委員の意見】

委託料の精算を行っていないことと、契約に基づいた支払を行っていないこと、履行検査を行っていないことは、適正な事務執行に欠ける。速やかに検査および精算を行い、契約および財務規則等を遵守し適正な事務執行に努められたい。

なお、結果の全文は、市ホームページに掲載しています。

お問い合わせ

監査委員事務局
☎ 63-3112